



月次祭 2月19日 (月) 午前10時～
婦人会例会 2月 9日 (金) 午前10時～



教祖 140年祭への年祭活動 2年目の年です。

年始早々、能登半島での大震災、羽田空港での事故という節を見せいただき、改めて心引き締めて朝夕のおつとめに、被災された方たちの1日でも早い復興を願いを祈願しています。

そんな中、昨年末23日より急に体調を崩した私の弟が、1月12日に出直しました。享年54歳。狭心症を患いながらここ5年ばかり前より教会に戻り、

身体をいたわりながら仕事をしていましたが、昨年夏からは思うように仕事が出来ずに家にこもっている状態でした。入院直後はかなり危険な状態でしたが、年明けには歩いてリハビリを開始できるほど回復していたのですが、原因不明の痛みと炎症から様態が急変し、連絡を受けて病院に着いたときには、出直していました。

出直しとは、神様からお借りしていたこの身体を返して、また新たな命として生まれかえってくるという教えとなっています。

ですから、黄泉の国であったり地獄天国ということではなく、出直した魂はおちばに帰って、教祖に抱かれて新たに生まれ変わってくるのを待つのだと思います。

今教会で、荒魂として50日祭までお祭りして、50日祭にて教会の御霊社に合祀させていただき、お骨は墓地に合葬させていただきます。

この出直しと弔いを通して、神様の不思議なご守護を毎日頂いていることを深く感じ、日々の朝夕のおつとめでその感謝より強く念じるようになりました。

弟 和典が生前皆様からうけた様々なご恩にこの場を借りて御礼申し上げます。有り難うございました。合掌。

かしもの・かりもの

だれもが自分のものであると思って使っている身体ですが、お道では、親神様からの「かりもの」と教えられます。そして、心だけが自分のものであり、その心通りに身の内をはじめとする身の周りの一切をご守護くださるのです。

これを、「人間というものは、身はかりもの、心一つが我がのもの。

たった一つの心より、どんな理も日々にちにち出る」(おさしづ 明治22年2月14日)と



仰せになっています。

したがって、借りものである身体を、貸主である親神様の思召に適かなうように使うことが肝心です。この真実を知らず、銘々に勝手気ままな心の使い方をすることから、その身に十全なるご守護を頂くことができなくなり、ついには不自由を味わうことにもなってきます。

この思召に沿わぬ自分中心の心づかいを「ほこり」にたとえ、不断に払うことが求められています。

また、親神様の自由のご守護に与あずかることのできる心づかいは誠の心であり、その最たるものは「人をたすける心」とであると教えられます。

「借りる」とは「他人のものを、あとで返す約束で使う」(『広辞苑』) ことです。

したがって、かりものである身上(身体)は、いずれはお返しすることになります。

これが「出直し」です。

そして、末代の理である銘々の魂に、新しい身体をお借りしてこの世に帰ってくることを「生まれ替わり」と教えられます。

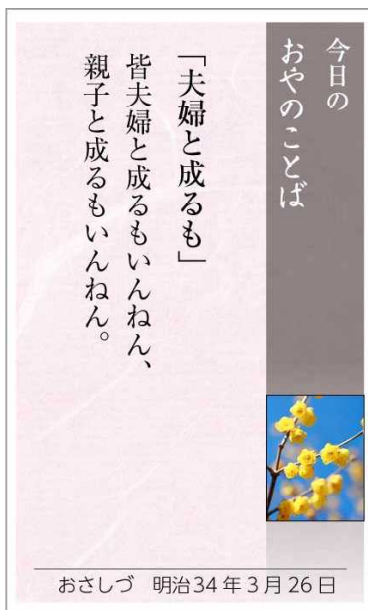
【かりもの】

「思うようにならん／＼というは、かりものの証拠」(おさしづ 明治21年7月28日)とあるように、病んで初めて身体が自分の思い通りにならないことを知ります。

「たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ」(おふでさき第三号 40、135)、「にんけんハみな／＼神のかしものや なんとをもふてつこっているやら」(おふでさき第三号 41)との「おふでさき」にうかがえるように、かしの・かりものの教理の背景には、この世は「神のからだ」という世界観があります。

すなわち、神の身体であるこの世の一部をわが身の内としてお借りしているのです。

したがって、世界と人体は一つの天の摂理に支配されていることになります。



おやのことは

今シーズンは暖冬かと思っておりましたが、最近、急に寒さが本格化してきました。

この季節の楽しみの一つは鍋料理です。昨夜の夕食も寄せ鍋でした。一つの鍋を家族で囲んでいると、なぜかいつもより会話が弾みます。

結婚した当時のことや子供たちが生まれたときのこと、それに、かつて暮らしていた街の思い出や将来の目標など、とりとめのない話題に共通しているのは、お互いの存在が、それぞれの人生にとって欠かすことができないということです。

高校生のとき、クラスの席替えで近くの席になっていなければ、妻とは結婚していなかったかもしれませぬ。大きなお腹をさすりながら、生まれてくる子供の顔を想像していたときは、現在の子供たちの姿を思い浮かべることはできませんでした。

すべては偶然の積み重ねのようにも思えますが、食卓を囲む家族の顔を見ていると、何もかも最初から決まっていたような気がしてきます。

「皆夫婦と成るもいんねん、親子と成るもいんねん」

親神様の目から見れば、見知らぬ二人が夫婦となり、親子となることも偶然ではありません。なぜ、この人たちと、ここで一緒に暮らしているのか。理由は説明できなくても、目には見えない絆を感じる事が大切ではないでしょうか。

いつもそこに居る人が、今日もここに居てくれることに、明日も感謝したいと思います。(岡)

教祖伝逸話編

191.よう、はるばる

但馬国田ノ口村の田川寅吉は、明治十九年五月五日、村内二十六戸の人々と共に講を結び、推されてその講元となった。時に十七才であった。これが、天地組七番（註、後に九番と改む）の初まりである。明治十九年八月二十九日、田川講元外八名は、おぢば帰りのため村を出発、九月一日大阪に着いた。

が、その夜、田川は宿舎で、激しい腹痛におそわれ、上げ下だし甚だしく、夜通し苦しんだ。時あたかも、大阪ではコレラ流行の最中である。一同の驚きと心配は一通りではなく、お願い勤めをし、夜を徹して全快を祈った。

かくて、夜明け近くなって、ようやく回復に向かった。そこで、二日未明出発。病軀を押して一行と共に、十三峠を越え竜田へ出て、庄屋敷村に到着。中山重吉宅に宿泊した。

その夜、お屋敷から来た辻忠作、山本利三郎の兩名からお話を聞かせてもらい、田川は、辻忠作からおさづけを取次いでもらおうと、その夜から、身上の悩みはすっきり御守護頂いた。翌三日、一行は、元なるぢばに詣り、次いで、つとめ場所に上がって礼拝し、案内されるままに、御休息所に到り、教祖にお目通りさせて頂いた。

教祖は、赤衣を召して端座して居られた。一同に対し、「よう、はるばる帰って下された。」と、勿体ないお言葉を下された。感涙にむせんだ田川は、その感激を生涯忘れず、一生懸命たすけ一条の道に努め励んだのである。



194.お召し上がり物

教祖は、高齢になられてから、時々、生の薩摩薯を、ワサビ下ろしですったものを召し上がった。又、味噌も、小さい盃で、時々召し上がった。

殊に、前栽の松本のものがお気に入り、瓢箪を持って買いに行っては、差し上げた、という。又、芋御飯、豆御飯、乾瓢御飯、松茸御飯、南瓜御飯というような、色御飯がお好きであった。そういう御飯を召し上がっておられるところへ、人々が来合わすと、よく、それでお握りようのものを拵えて、下された。

又、柿の葉ずしが好きであった。これは、柿の新芽が伸びて香りの高くなった頃、その葉で包んで作ったすしである。

195.御苦労さま

「教祖程、へだてのない、お慈悲の深い方はなかった。どんな人にお会いなされても、少しもへだて心がない。どんな人がお屋敷へ来ても、可愛い我が子供とっておいでになる。どんな偉い人が来ても、『御苦労さま。』物もらいが来ても、『御苦労さま。』

その御態度なり言葉使いが、少しも変わらない。皆、可愛い我が子とっておいでになる。それで、どんな人でも皆、一度、教祖にお会いさせて頂くと、教祖の親心に打たれて、一遍に心を入れ替えた。教祖のお慈悲の心に打たれたのであろう。

例えば、取調べに来た警官でも、あるいは又、地方のゴロツキまでも、皆、信仰に入っている。それも、一度で入信し、又は改心している。」と。

これは、高井直吉の懐旧談である。



備忘録 告別式とその後の事務手続きについて 必要でない方は読み飛ばしてください
今回のことをまとめておこうと思います。およそ 10 数年ぶりに喪主という立場で弔わせていただきました。過去に経験したことでありますが忘れていたことも多々あり、万が一の時、皆様にとっての参考になればと思いこの場に残します。
できるだけ事務的な流れを中心にまとめていきますのでご了承ください。

・ 出直し直後

病院や施設で危篤という連絡を受けその場に駆けつけて、間に合い臨終に立ち会った時に、一番に行ったのが、医者の説明と死亡診断書の確認でした。対となっている死亡届への記入も求められます。

病院や施設からは、葬儀社の手配とご遺体の引き取り時間などをお願いされます。

この時点で、出来れば教会やお寺などにも連絡するといいたいと思います。

病院・施設内から葬儀社に電話連絡を行い時間と、どこに遺体を運ぶのかを相談します。

今回わかったことは、ストレッチャー(担架)で運び出すので、約 2m のまっすぐのものが通る通路が自宅にないと自宅安置することが出来ない。そのことを葬儀社には伝えて対応をお願いする必要があります。また、自宅に安置する場合、その時間までに布団を引いて寝かせるようにしておく必要もあります。これらをまずすることから始まります。

今回の場合は、1 時過ぎに葬儀社と連絡がつき、病院への引き取りが 3 時 30 分。移送先は自宅。自宅では、残った家族が、部屋を片付け布団を用意して待っていました。

遺体を安置後、葬儀社と日取りなどの打ち合わせを行うのですが、それは、夜が明けて各事務所が連絡がつくようになる 8 時 30 分となりました。

早朝でしたので移送時点では、会館や火葬場などの空き状態がわからないといおうことがありました。

・ 自宅安置後

葬儀社と葬儀の内容や場所時間を調整します。この時までには、写真を用意するようにも伝えられていました。写真はできるだけ大きい方が良く、出来れば笑顔のもの。

場所と時間が決まりましたら、関係各所に連絡します。

葬儀後に必要な書類なども探しておくことが必要です。

銀行や郵便局の通帳、健康保健証、マイナンバーカード、生命保険証書など

葬儀費用の準備も必要です。打ち合わせ時におよその費用が明示されます。

・ お通夜・告別式

これは、葬儀の式を依頼した、教会やお寺と家族で相談し進めることとなります。

この時大事なことは、告別式終了後、葬儀社より、死亡診断書・死亡届、火葬証明が渡されます。また、葬儀費用の請求書と領収書も渡されます。これらの書類は、翌日以降の事務手続きで必要ですので無くさないように保管します。

今回初めて知ったのが、葬儀費用については、国民健康保険加入者の場合、費用に一部が還元されるということです。その手続きの際に葬儀領収書が必要になります。

・ 翌日以降

葬儀社から死亡届と火葬証明を受け取っているのので、役所での死亡届の手続きは済んでます。葬儀社を使わない場合は、それらの手続きを自分ですることになります。

その届けのコピーが渡されるのですが、富田林の場合は、その後の手続きすべき内容が冊子となって渡されました。これも以前はなかったです。

その冊子で該当することを事前におよそ把握して市役所に向かいます。

手続きに必要なものとして

・ 住民票 ・ 戸籍抄本 ・ 戸籍謄本 ・ 原戸籍 ・ 印鑑証明(相続人の) ・ 委任状

などを、市民窓口で発行してもらう必要があります。この時これらの事務手続きを行うのは、基本的に相続人となります。

今回のケースでは、私の弟ですので、まず、配偶者、子どもが最優先です。

しかし、未婚で子ども無しですので、次席の親が相続人となります。母親は健在ですので、相続人は母親と確定します。ところが高齢でとても事務手続きなど出来ませんから、代理で私が行うことになるのですが、これらの証明書などを発行する際には、相続人の委任状が必要となります。市役所の窓口には用意されているので、それを持ち帰り記入することになります。なお、富田林市役所ではワープロなどで作成したものでいいですとのことでした。

委 任 状

令和 6 年 月 日

宛先 富田林市長

委任者 住所

氏名

印

使いみち

私は、下記の者を代理人として 戸籍抄本 の交付申請

及び受領における一切の権限を委任します。

代理人 住所

氏名

こんな内容でした。住所は打ち込みましたが、氏名については、自署してもらいました。

印鑑は認めで良かったです。

委任状はほかでも必要でしたが、書式がその時々で違っているのが面倒でした。

市役所での必要証明書は、提出先によって違いますので、出来れば事前に電話などで確認して出してもらおう方がいいと思います。私の場合は、3度足を運びましたから。

- ・市役所での手続き
 - ・障がい者手帳の返却
 - ・国民年金などの手続き
 - ・国民健康保険証の手続き

弟の場合、障害者手帳を持っていましたので、返却手続き。必要なのは死亡届。

そのとき同じ窓口？隣だったかな、国民年金の手続きを行ったときに、以前はサラリーマンでしたので、厚生年金から遺族年金が出るかもということ、調べた結果、相続人である母親はすでに、父の遺族年金をもらっている。その額の方が遙かに多いのでなかったことに。この時にマイナンバーカードを提示したと思います。

国民健康保険の手続きの時に、喪主に対して補助金が支払われる。そのときに葬儀の領収書が必要。死亡届も。この際、未納の保険料がある場合、それを相続して支払うのかどうかを問われます。今回は、2年分未納でした。10万円あまりを期限までに納付することとしました。やはり、補助金を頂く以上は、納めないとなんだか申し訳ないですから。

以上が市役所での今回の手続きでした。

ほかに手続きが必要なものとして、個人の遺産の整理。

・携帯電話 確認したところ解約するのに、死亡届、使っていた携帯電話、料金の関するはがきを持って、店舗に行き手続きします。その際、sim ロック解除をするためには、使っていたスマホを使える状態でないとだめだとわかりました。契約の解約は、使える状態でなくても出来ました。当然、未納分の料金と端末分割分の代金を翌月に一括請求されることもわかりました。端末代と通話料が約1万円。

・自動車の廃車

一番書類が必要だったのが、自動車の処分。

懇意にしているディーラーにお願いして廃車する手続きをお願いしました。

これも相続人が行うことなのですが、100万円以下の車で、買い取り0円でしたので、私でも行え

るとのことでした。同居で兄弟であることが証明できることが必要で、除籍謄本では、本人と親までは記載されているのですが、私が出てこない。市役所で相談した結果、私が結婚して戸籍を分ける前の原戸籍だったらどうかということになりました。

除籍謄本と原戸籍、そして、車を相続する私の印鑑証明と委任状が必要で、印鑑証明だけでなく書類に実印を押さないといけない箇所もあり、持って行く必要がありました。

車検が1年残っていましたが、自賠責保険などが返金されるということでした。

・ハローワーク

失業中で入院した際に、医師から失業手当ではなく傷病手当に切り替えてはどうかと打診されていたのですが、今回はそれが適用できるということで、必要な書類を預かり記入、病院には必要な書類に入院期間の証明を記載してもらいました。

この時の手続きには、ハローワークでのIDなども必要で、書類がまとめられていて、助かりました。死亡届、戸籍抄本、住民票、委任状、マイナンバーカード(本人と相続人)、傷病手当の振込先がわかるもの、が必要でした。

・病院

退院が金曜日でしたので、請求書が出来た連絡があったのが火曜日。12月分はすでに払っていましたが、1月分を支払いました。合計15万ちょっと。

・墓標に名入れを依頼

50日祭(49日)を行った際に、墓地へ納骨しますので、出来ればそれまでに墓標に名前を入れてもらうように依頼します。

・ゆうちょ、銀行の解約

残高が少しでもあれば、相続の対象となります。

手続きは相続人が行う必要があるので、委任状と死亡届が必要。

ここまでの事務作業に5日掛かりました。

弟の場合、生命保険をかけていなかったのも、その手続きはありませんでした。

多くの方の場合、生命保険をかけておられるかと思えますので、死亡が確認できた時点で、一応連絡しておいた方がいいと思えます。折り返し連絡してこられると思えます。

今回手続きをしていて感じたのは、役所の窓口業務がスムーズで丁寧になっていたこと。

そして、お金の収支が発生するときにマイナンバーカードの提示が求められ番号を記入することが求められることが多かった。相続となると税金が発生しますから、当然のことになります。10数年前との大きな違いはマイナンバーにあると思えました。以前だったら、免許証と保険証でした。

住基カードは返却をどこかの窓口で言われましたが、マイナンバーはいわれなかったので手元に残っています。

まだ少し残っていますが、以上のことを完了するのに5日間程度。

死亡届が提出されてから何日以内にしないといけないと期限を切られている手続きもありますから、できるだけ手際よく進める必要があります。

各種手続きに入る前に、遺品から、必要と思われるカードや書類を見つけ出して重要度で分けて整理しておくことも大切です。

また、暗証番号やパスワードも後世に残るものにわかるように何らかの形で残しておく必要を感じました。スマートフォンにいろいろな情報を入れてませんか？

大雑把ではありますが、備忘録として残し、必要な人の参考になれば幸いです。(会長拝)